

[事案 30-22] 既払込保険料返還請求

・平成 30 年 9 月 20 日 裁定不調

<事案の概要>

親が無断で契約したことを理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 15 年 8 月に契約した利率変動型積立保険について、以下の理由により、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約は、親が無断で締結したものであることから、無効である。
- (2) 復活手続の書類は自署したが、自身の契約であるとは認識しておらず、契約を追認したわけではない。

<保険会社の主張>

申立人が契約後に復活手続を行ったことは、契約が申立人の意思に基づいていたことの証拠であり、また、仮に申立人親が無断で契約したとしても、復活手続を行ったことは、契約を追認したといえることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況、復活手続時の状況等を把握するため、申立人および復活手続の担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約の締結は申立人親が申立人に無断でしたものと認められる一方、申立人は復活手続により契約を追認したと認められることから、既払込保険料の返還は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1) 契約の締結に際し、募集人は申立人に直接説明しておらず、そのことが、申立人親が申立人に無断で契約した一因になった。
- (2) 復活手続の担当者は、契約者である申立人に対し契約の失効と復活手続について案内すべきところ、それを怠り、申立人親にのみ案内した。